

令和2年 第5回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和2年第5回東彼杵町議会臨時会は、令和2年8月6日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	欠 席
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	欠 席
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	欠 席
農林水産課長	欠 席	町 民 課 長	欠 席
農 委 局 長	(欠 席)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	欠 席	ま ち づ くり 課 長	欠 席
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	欠 席

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 選挙第1号 副議長の選挙
日程第4 議席の変更
日程第5 議会運営委員会委員の選任
日程第6 選挙第2号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
日程第7 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第6号))
追加日程第1 森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案

6 閉 会

開 会（午後 1 時 13 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さん、定刻前でございますけれど、全員お揃いのごとでございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 5 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

はじめに、去る 7 月 31 日、森敏則君から一身上の理由により副議長を辞任したい旨の願い出がありましたので、閉会中のため、地方自治法第 108 条の規定により、議長において 7 月 31 日、これを許可しました。また、併せて議会運営委員会委員の辞任願も提出されましたので、東彼杵町議会委員会条例第 12 条第 2 項の規定により、議長において 7 月 31 日、これを許可しましたので報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関し、特に議案に直接関係しない管理職の出席自粛をお願いしましたので、教育長、教育次長、会計課長、水道課長、町民課長、健康ほけん課長、農林水産課長、まちづくり課長が欠席しております。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番議員、林田二三君、2 番議員、立山裕次君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

それでは、これより議会人事を行いますので、理事者の方は一時退席をお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 15 分）

再 開（午後 1 時 16 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 選挙第1号 副議長の選挙

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、選挙第1号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場出入口施錠）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番議員、林田二三君、2番議員、立山裕次君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（吉永秀俊君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（吉永秀俊君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長。

○事務局長（有川寿史君）

ただいまから読み上げます。1番、林田二三議員、2番、立山裕次議員、3番、口木俊二議員、4番、浪瀬真吾議員、5番、大石俊郎議員、6番、尾上庄次郎議員、7番、後城一雄議員、8番、浦富男議員、9番、橋村孝彦議員、10番、森敏則議員、11番、吉永秀俊議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れはありませんか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。林田二三君、立山裕次君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、選挙の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 9 票、無効投票 2 票です。有効投票のうち橋村孝彦君 8 票、大石俊郎君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、橋村孝彦君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場出入口開錠)

○議長 (吉永秀俊君)

ただいま、副議長に当選された橋村孝彦君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

当選人より就任のご挨拶をお願いします。橋村孝彦君。

○9 番 (橋村孝彦君)

今回、予期しなかった事案が発生しまして、こういった形で皆さんの大方の賛同をいただきまして副議長に就任することということでございますけれども、前回に引き続きでございますので、その役割等については承知しているつもりでございます。皆さま方のご協力を得ながら粛々とやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

日程第 4 議席の変更

○議長 (吉永秀俊君)

それでは日程第 4、議席の変更を行います。

会議規則第 3 条の規定により、議長は必要があると認めるときには議席を変更できるようになっております。申し合わせにより、副議長は 10 番席となっておりますので、10 番席に橋村孝彦君、9 番席に森敏則君としたいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって議席の変更については、以上のとおり変更することに決定しました。

それでは議席の移動のため暫時休憩します。

暫時休憩 (午後 1 時 26 分)

再開 (午後 1 時 27 分)

○議長 (吉永秀俊君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 議会運営委員会委員の選任

○議長 (吉永秀俊君)

日程第 5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件は、森敏則君の委員辞任により、議会運営委員会委員が1名欠員となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので、橋村孝彦君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、橋村孝彦君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

日程第6 選挙第2号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（吉永秀俊君）

日程第6、選挙第2号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

森敏則君から、一身上の理由により7月31日付けで東彼地区保健福祉組合議会議員を辞職したいとの申し出に対し、東彼地区保健福祉組合議長より、辞職許可の報告並びに欠員の選任依頼があっております。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、組規約第5条第2項の規定により、議長及び議員のうちから選挙された者3人をもって充てるということになっており、定数4名のうち1名の欠員が生じております。

したがって、現議員である議長、浪瀬真吾君及び口木俊二君の3名を除き1名の議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

欠員1名の東彼地区保健福祉組合議会議員については、橋村孝彦君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました橋村孝彦君が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました橋村孝彦君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、

当選の告知を行います。

ここで理事者入場のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 30 分）

再 開（午後 1 時 33 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**日程第 7 議案第 52 専決処分の承認を求めることについて
（令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号））**

○議長（吉永秀俊君）

日程第 7、議案第 52 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、まず最初に、副議長に当選されました橋村議員におかれましては、誠におめでとうございます。町政発展のために引き続きご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号））でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3867 万 4000 円を追加し、予算の総額を 63 億 953 万 7000 円とするものでございます。

補正の内容の主なものにつきましては、令和 2 年 7 月豪雨により被災しました農地、農業用施設や河川、町道等の災害査定測量設計業務委託など、災害復旧費等に急を要するための補正であります。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 52 号についてご説明いたします。

補正予算 6 号につきましては、7 月 6 日から発生いたしました豪雨からの災害復旧に対応するため、7 月 21 日付で、歳入歳出それぞれ 3867 万 4000 円を計上し、専決処分させていただいたものになります。

内容につきましては、予算書の 8 ページをお願いいたします。3 番、歳出からご説明いたします。6 款 1 項 4 目土地改良事業費 18 節負担金補助及び交付金の町農林業振興事業補助金は、災害にあった農地及び農業施設のうち国庫補助とならないものに対し、復旧補助を行う費用として 745 万円追加いたしました。

9 ページ、7 款 1 項 3 目観光費 10 節需用費及び 14 節工事請負費は、龍頭泉関係施設の看板及びトイレ水道管修繕費用として 17 万円、駐車場復旧の費用として 25 万 4000 円をそれぞれ追加いたしました。

10 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目農地等災害総務費 12 節委託料は、農地災害のうち国庫補助対象となるものの査定を行うため、測量設計の費用として 1300 万円を追加いたしました。

11 ページ、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 12 節委託料は、復旧が必要な河川 13 か所及び道路 1 か所の災害査定を行うための測量設計の費用として 1560 万円追加しております。

その下 14 節工事請負費は、町道千綿中央線の土砂崩れにより、土砂撤去工事を行う費用として 220 万円計上いたしました。

戻りまして 5 ページをお願いいたします。2 番、歳入になります。17 款 2 項 8 目 1 節の農林水産施設災害復旧費補助金は、農地災害査定に係る測量設計費用の 2 分の 1 が県を通じ支出されますので 670 万円計上しております。

6 ページをお願いいたします。その他、歳出でご説明しました費用の財源として、20 款 1 項 3 目 1 節のふるさと創生事業基金繰入金に 1007 万 4000 円、7 ページの 21 款 1 項 1 目 1 節繰越金に 2190 万円追加計上いたしました。

戻りまして 1、2 ページの第 1 表と 3、4 ページの事項別明細書は、ただいまの説明の積み上げですので、説明は省略させていただきます。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

今回、7 月の豪雨、7 月 4 日が熊本の方、そして週明けで 6 日と 7 日に東彼杵町に相当な量の大雨が発生いたしました。この件につきまして、今回、土地改良事業費ということで国庫補助金がない分の補填分として町の補助金、復旧工事のための補助金 745 万円計上されておりますが、実は、8 月 3 日に JA の各部会、9 部会あるんですが、その部会の方々との意見交換会をさせていただきました。その折に出たのが、この用水路あるいは堤の管理が、現状、本来ならば受益者がこれを管理するというのが基本原則であります。現状が高齢化あるいは後継者不足ということで、非常に管理が困難になっているという切実なる声をお聴きしました。

私も、以前から建設課長には、この件につきましては各井手、用水路の件につきましても、何とか町で管理、そして復旧工事等ができないかということでお願いをしておりましたが、今の現状はこれしかできないと、これの一点張りでした。しかし、現状が、先ほど言いましたとおり受益者というのが非常に高齢化、更には後継者不足と、この 2 つの要点がございまして、管理が非常に困難になっています。今の現状に対しての対応というのがこれで良いのか。これは、おそらく受益者の方々が現場で作業をやってくださいよという 745 万円だと思います。それで本当に対応できるのか、復旧できるのか。非常に厳しい状況になっているということ、今一度現場を確認しながらこの予算等もしっかりと対応していただきたいと思っております。先ずは、今お聞きしたいのは、これはこれで良いです、予算はこれで良いとして、今後、これに加えて町ができる管理運営、そのところまで考えていただけないかというような趣旨の質疑でございます。答える範囲内でお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回、非常に今、森議員がおっしゃったように厳しい状況の災害地区がございます。特に大村市境は、たぶん100mmを超した雨が降ったのだらうと思います。今回、担当の方も地域に入りまして作業の方向をどうするかということを検討いたしました。特に、水路がものすごく延長が長くてかなりの工事が掛かるといふ報告を受けまして、そこに道路が無いもんですから仮設道路だけで数千万円も掛かると試算をされておりますので、それではなくて、今度は代表者の方と年次計画で徐々にしていこうということで、例えば、水路はできる範囲で、こちら補助を当然助成をいたしますけれど、代表者と担当が話しておりますのが、年次計画でやる。それで、急には、今モルタルを袋に詰めてブロックの代わりに積んで底を保っていくという方法もございますし、あるいは、もしどうしても次の水田の時に、時間がなければポンプか何かの補助をして水を途中からあげるとか。一番取り入れ口が最大に破壊されておまして厳しい状況です。

それともう1つ、農地です。農地は、畦畔がそのまま残っていれば災害に該当いたしません。一番問題になっておりますのは、土砂が流れ込んできている、畑もそうです。今まで50%の農地の資材、補助の対象でしたけれど、今回に限り、今度の災害に限り農地は土砂の撤去のみでございますが、85%の助成をするように規則を変更しました。これは地元の皆さんと話して、担当課と話して決めております。そういう形で、手を打てるところは打っていきたくて思っておりますが、まだ、急に、一度にはできないかもしれませんが、徐々に検討をさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、建設課長の方から説明をさせます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

先ほど町長が申しましたことにつきまして補足を申し上げます。

町の単独で補助をいたしますのは、上限が35万円までとしております。と言うのは、40万円を超しますと国の補助の対象となりますので35万円に線を引いたわけでございます。

土砂の撤去に85%ということがありましたけれど、水路、農道の復旧に対しての85%としております。

今回、専決補正をした時には、50何件ということを対象に想定していたんですけど、その後、昨日までですけど130件ほど申請が上がるのかということで今打合せをしています。それにしましても、地元負担金ということが少し分かれてきますので、それだっとならないよということもありますので、今回の専決補正では不足が生じる可能性もあります。9月ないし12月の議会で再度の補正をお願いすることになるかと思っております。

先ほど森議員がおっしゃいました用水路の維持管理につきまして、町の方で何とかできないかと、おっしゃることは重々わかるんですけど、水路の延長も長くございますし、それを全て町がするということになれば莫大な費用が掛かるのではないかと思いますので、現状のままの補助を利用して維持管理をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

水路の管理、堤の管理も含めて受益者でやってくださいというなお話なんですけど、おそらくこの 130 か所は相当な被害があったものと思われます。現場を確認したら、その 1 本の水路が各広範囲にわたって行っている地区もあるんですよ。例えば、瀬戸にある新井手、これは瀬戸から駄地、平似田まで水が行っていると思います。その中に、今回は土砂崩れによって表面上だけで作業がされた箇所が崖崩れによって水が止まったというような状況だったんですが、実はそのちょっと下流にトンネルみたいなものがあるんですよ。50、60m ぐらいのかなりの長さの水が通るトンネルがあるんです。これが塞がったら、完全に、その今言いました 3 地区、瀬戸、駄地、平似田の田んぼには水が行きません。1 年分全部、もう完全に行かなくなってしまうんですよ。こういった箇所が、おそらく、一ツ石だったり木場だったり、あるいは彼杵地区もいくつもあるかとも思います。重要用水路、特に広範囲にわたっている、全部が全部とは言いません。ただ、やはりここは重要な水路だよというのがあるはずなんです。そこだけは何とか、町でやっておかないと、1 年水稲は取れないという現状を突きつけられる結果となることは明らかです。

したがって、この対策というのは、今、課長がおっしゃったとおり受益者でやっていただくしかしょうがないとか、こんな問題で片付けられる問題ではないんですよ。是非、真剣に考えて何がベストなのか、どうすることまでできるのか。是非、地権者、受益者、もう少し話しをして、双方の協議をしながら話をしてもらえませんか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

既に担当者が代表者の方と協議をして、特に一ツ石から始まりましたけれど、杉ノ尾井手というのがございますが、代表者の方と話をし、どういう工法でいくか、どこをまず重点にするかは、担当者が話を進めて、随時私に報告を上げております、課長を通じて。そういうことで、今おっしゃったように取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○——△——

是非よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 52 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○——△——

緊急動議を提出したいと思います。

緊急動議の議題は、森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案でございます。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 50 分）

再 開（午前 1 時 55 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、大石俊郎君から、6 名の賛成者とともに森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案の動議が提出されました。

地方自治法第 117 条の規定により森敏則君の退場を求めます。

（森敏則議員退場）

○議長（吉永秀俊君）

それではここで、本動議を急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第 1 号として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第 1 森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案

○議長（吉永秀俊君）

追加日程第1、森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案を議題にします。

本件について、提出理由の説明を求めます。提出者、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

それでは、森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案を申し上げます。

上記の議案を次のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、賛成議員、後城議員、浪瀬議員、橋村議員、口木議員、尾上議員、浦議員、6名の賛成を得て提出いたします。

理由、森議員は、千綿地区の氏神様である水神宮に、鈴及び鈴緒一式を奉納したとして公職選挙法違反の疑いで長崎地検に送検され、その事実を認めておられるが、公職選挙法違反に至った背景を、公職選挙法違反にあたるとは知らなかったとか、地域の方々に頼まれて奉納したとか弁解をしておられる。しかし、そのようなことで公職選挙法違反を免れる理由とはなり得ない。

また、昨年度2回にわたり副議長不信任決議案が採択されているにも関わらず、その決議を受け入れるどころか、7月20日の議員連絡会においても反省した態度を見ることはできなかった。

今回の公職選挙法違反の責任をとって、副議長職を辞されているが、そのことで責任が全うされたとはとても言えず、森議員に対して、町議会議員の職を辞するよう勧告するため、本決議案を提出するものである。

森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案細部を申し述べます。

平成31年元旦、長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿地区の氏神様である水神宮に鈴及び鈴緒一式を奉納したとして、県警は森敏則議員を公職選挙法違反（寄付行為）の疑いで、長崎地検に令和2年7月9日に書類送検をされていたことが7月17日のテレビ報道等で判明した。

森議員もテレビ報道等でその事実を認めている。このことは、平成31年4月21日に実施された町議選が公平公正に実施されたものとは言い難く、この行為により議会構成や選挙後の議会運営に著しい影響を与えたことは否定できない。

森議員のこのような行為は、本人も述べているように世間を騒がせ、心配をかけた責任を取らなければならないとも報道されている。副議長職を辞されることで、この責任が全うされたとはとても言えない。

令和2年7月20日に開催された議員連絡会においては、今回の不祥事について議会に対し、一言の謝罪の言葉が発せられることはなかった。議会人として、まず町民、議会に対して謝罪の言葉を述べられることが第一歩ではなかったのか。

7月17日には、積極的にやったのではなく、地域の人に頼まれて奉納したと話す一方で、公職選挙法違反にあたるとは知らなかったなどと弁解とも言える言葉がNHKニュースのテロップで流されていた。

議員歴6期、20年以上も経験されている方が、公職選挙法を知らなかったで済まされることではない。しかも奉納した理由を、地域の方々に責任転嫁するような発言は議員としてあるべき姿ではない。

7月20日議員連絡会の席上において、冒頭議長の説明要請に対して、何で説明をせんばいかんとか。近々地元住民にパワーポイントを使って説明をする。その時に聞きに来ればよか。といったような荒々しい口調と挑戦的な態度で語りかけられていた。

また、今、副議長を辞めたら罪を認めたことになるので辞めるつもりはない、とこのように発言され、反省の態度は残念ながら感じとることができなかつた。しかも、発言の中で告発した方を非難するような言葉が発せられたことも看過できることではない。このような発言が繰り返して行われ、大多数の議員の総意を受けた議長からの副議長辞職要請に耳を傾ける姿勢は微塵も感じとることができなかつた。

7月22日、森議員から今回の書類送検により、世間を騒がせ、町民皆さまに不安と心配をかけた責任を取らなければならないと考え、副議長職を辞職（7月31日付）する決意をしましたというメールが吉永議長宛に送られてきた。

また、7月29日、全員協議会の場において同様の謝罪が本人の口から述べられたが、その言葉とは裏腹に、真に反省をし謝罪をしているといった態度は残念ながら汲み取ることはできなかつた。

それとともに、昨年6月及び12月の定例会においては、2度にわたって副議長不信任決議案が採択されているにも関わらず、反省した真摯な行動は全く見られず、しかも、その後の議会等における言動や態度は、町長や議長等に対する節度を越えたものが数多く見られ、多くの議員からもそのような所見が寄せられている。同様に近隣の首長からもそのような所見があると伺っている。

今回のテレビ、新聞等による報道は、町民の議会に対する信頼を大きく失墜させ、また、日頃の言動態度は、東彼杵町会議規則第12章（規律）第101条（品位の尊重）に定める議員は、議会の品位を重んじなければならないの規定に著しく抵触している行為である。

以上の理由から、東彼杵町議会は森敏則議員に対して、自らの意思により直ちに議員を辞職するよう強く求めるため、ここに辞職勧告を決議する。

令和2年8月6日、東彼杵町議会。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、提出者に対する質疑を行います。質疑がある方は挙手をお願いします。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

他にないようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

はじめに、本件に反対者の発言を許します。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

この議案に反対という立場から発言させていただきます。

こういったことが何度もありますけれど、内容に関しては、そういった流れが、私もこれは全部同席していることが大体書かれているので、そうだったところもあれば、何か大げさに書かれているようなところもあると見受けられました。この分に対して反対だと直接私は、あまりにも急なことで答弁を用意していないので、ちょっとはつきりと答えられませんが、こういったことに対

する、そもそものこういった議案に対しては私は反対であり、もっと大事な話をしたいというふう
にいつも思っております。残念です。すみません。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本件に賛成者の発言を許します。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

先ほど後任に選ばれた私が申し述べるというのは、若干の違和感があるかと思えますけれどもお
許しいただきたいと思えます。

これまでの流れからいきますと、ちょっとお話ししますと、書類送検をされたということは、捜
査機関いわゆる警察が、然るべき根拠あるいは物証が整ったというふうには解釈できるでしょう。あ
とは起訴か不起訴か、これは検察の判断です。起訴事案でも情状酌量で起訴猶予になる場合もあり
ます。

先ほどの大石議員の中とちょっとダブりますけれど、しかしながら、警察の判断のいかんにかか
わらず公選法違反は明白ではなかろうかと考えております。これまでの流れからいきますと、先ほ
どの議員と重複する部分もありますけれど、20日の議員連絡会では、1、2名を除いた大多数の議
員が副議長を辞するべきとの進言に、ご本人は、頑として断わっておきながら、21日は新聞社、何
社だったのかわかりませんが、おそらく1社だったのかと想像ですけれど、そこで副議長を辞する
旨の発言をされたらしく、22日の新聞報道で我々はその事実を初めて知りました。29日は、町長、
議員の前で、公式な謝罪と副議長辞任を表明されました。しかし、辞任届は31日に提出。なぜか
よくわからない。そして、31日の夜のNHKニュースでは、当初辞任は拒否していたという事実を報
道されていましたが、流れからいきますと、何か意図があるのかなというふうには疑心暗鬼に陥っ
ておりました。今の現時点で、起訴、不起訴は不透明です。わかりません。書類送検された人は不起
訴又は起訴猶予を得るための対策を取るでしょう。当然のことです。誰でもそうするでしょう。し
かしながら、それが功を奏するかしないかは別として、本人が事実を認め、謝罪したのであれば、
身の処し方として役のない多くの議員、委員長以外の議員ですが、では何を辞すれば良いのかとい
う話になります。その人たちの整合性を考えますと、役の辞ではなくて職の辞、いわゆる議員辞職
が大方の人たちの理解、支持を得るのではないかという判断です。それがやはり、当事者の身の処
し方ではなかろうかと考えておりますので、発議に対しては賛成といたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、反対者の意見を許可します。反対の方はいらっしゃいませんか。ないですね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数であります。したがって、森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案は、原案のとおり可

決されました。

森敏則君の入場を許可します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 14 分）

再 開（午後 2 時 14 分）

（森敏則議員入場）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

森敏則君にお知らせします。先ほどの森敏則議員に対する議員辞職勧告決議案は、可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 2 年第 5 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午後 2 時 15 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 林田 二三

署名議員 立山 裕次